

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 広報活動（第 9 条・第 10 条）

第 3 章 報道連絡（第 11 条―第 17 条）

第 4 章 報告（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、京都府警察（以下「警察」という。）における広報活動を適正かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）広報活動 警察の活動が府民に正しく理解され、府民の支持と協力を得るため、その活動の実態を積極的に府民に知らせる活動をいう。
- （2）報道連絡 広報活動のうち、報道機関の取材に対する活動及び報道機関に対して、記者発表又は報道資料の提供を行う活動をいう。

（広報活動の内容）

第 3 条 広報活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）広報活動に必要な企画及び調査に関すること。
- （2）広報活動に関する資料の収集、管理及び提供に関すること。
- （3）広報活動の効果測定に関すること。
- （4）広報活動に必要な関係機関・団体との連絡及び調整に関すること。
- （5）警察の行う施策の目的、内容、結果、活動状況等の広報に関すること。
- （6）警察施設の見学の受入れ等に関すること。
- （7）警察関係法令等の周知徹底に関すること。
- （8）報道連絡に関すること。
- （9）その他の広報活動に関すること。

（職員の心構え）

第 4 条 警察職員は、一人一人が広報活動の重要性を認識し、あらゆる機会を利用して、広報活動の推進に努めなければならない。

（広報応接課長の責務）

第 5 条 広報応接課長は、警察における広報活動の総合的な企画及び推進並びに連絡及び調整を行うものとする。

（所属長の責務）

第 6 条 所属長は、関係する所属の長（以下「関係所属長」という。）及び広報応接課長と緊密に連携及び協力をし、その所掌する事務に関し、常に適正かつ効果的な広報活動の推進に努め

なければならない。

（広報担当者）

第7条 所属に、広報活動を適正かつ円滑に推進するため、広報担当者を置く。

2 広報担当者には、警察本部（サイバー対策本部及び市警察部を含む。）の所属にあつては次席、副署長又は副隊長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

3 広報担当者は、所属長の指揮を受けて、適正かつ効果的な広報活動の推進に努めるものとする。

4 当直に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号）第5条の規定による警察署の当直長は、執務時間外における当該警察署の広報担当者の職務を代行するものとする。

（広報担当補助者）

第8条 所属に、広報担当補助者を置く。

2 広報担当補助者には、所属の幹部職員のうちから所属長が指定した者をもって充てる。

3 広報担当補助者は、広報担当者の指揮の下、その職務を補佐するものとする。

第2章 広報活動

（広報活動の実施）

第9条 所属長は、広報活動（報道連絡を除く。以下本章において同じ。）の重要性を認識し、積極的かつタイムリーな広報活動に努めなければならない。

（警察施設の見学の受入れ）

第9条の2 府民等からの警察本部施設の見学の申込みについては、広報応接課長が受理するものとする。

2 申請を受理した広報応接課長は、その内容を確認の上、速やかに関係所属長と協議し、支障がないと認められる場合はこれに応じるものとする。この場合において、関係所属長は、警察本部施設の見学に協力するものとする。

3 警察署施設の見学の申込みについては警察署長が受理するものとし、支障がないと認められる場合はこれに応じるものとする。

（広報活動実施上の留意事項）

第10条 広報活動の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

（1）各種広報媒体を積極的かつ効果的に活用すること。

（2）広報活動の効果を最大限に引き出すため、広報の主題、対象、表現方法、タイミング等を十分考慮すること。

（3）関係機関・団体と連絡を密にし、その理解及び協力を得て、広報活動の円滑な推進に努めること。

第3章 報道連絡

（報道連絡の実施）

第11条 所属長は、報道機関が有する公共的性格及び広報効果を十分に認識し、報道機関の取材活動に対しては、誠実に対応するとともに、事件事故等の発生、検挙等、警察の運営方針、諸施策等に関する報道連絡を適正かつ積極的に実施しなければならない。

（報道資料の提供）

第12条 所属長は、報道資料の提供に際して、当該報道資料に係る事案を主管する所属長、関係

所属長及び広報応接課長と事前協議を行うものとする。この場合において、当該報道資料に係る事案が、別に定めるところによる速報を要する事案であるときは、迅速な事前協議に特段の配慮をすること。

- 2 報道資料の提供は、原則として、広報文及び広報担当者（警察署の当直長を含む。）名を記載した書面を作成の上、広報応接課長を経由して行うものとする。

（記者発表）

第13条 所属長は、報道連絡を実施する場合において、報道資料の提供だけでは正確な内容が報道機関に伝わらないおそれがあるときは、広報応接課長と協議の上、記者発表を行うものとする。

- 2 広報応接課長は、前項の記者発表を公平かつ円滑に行うため、報道機関に対し、記者発表の日時、場所及び件名をあらかじめ連絡するものとする。

（広報担当者等の現場派遣）

第14条 所属長は、事件事故等の発生現場その他の報道機関の取材が集中することが予想される現場については、原則として、広報担当者又は広報担当補助者を派遣するものとする。この場合において、所属長は、必要があると認めるときは、広報応接課長に広報応接課員の派遣を要請することができる。

- 2 広報応接課長は、事件事故等の発生に際し、報道機関の取材で混乱が予想される場合において、報道機関との連絡及び調整が必要なときその他必要があると認めるとき又は前項後段の規定により所属長から派遣の要請があったときは、関係所属又は事件事故等の発生現場その他必要な現場に広報応接課員を派遣するものとする。

（報道機関の取材時等の対応）

第15条 所属長は、報道連絡を行っていない事案について、報道機関からの取材等により、報道されることが予想される場合は、速やかに、関係所属長及び広報応接課長にその旨を通報するものとする。この場合において、当該事案が特異重要なものであるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

（テレビ等番組制作への対応）

第16条 広報応接課長は、テレビ、ラジオ等の番組制作に係る取材の申し入れを受けた場合は、必要な調査を行い、広報効果があると認められるときは、関係所属長に対し、当該取材への協力を要請するものとする。

（報道連絡活動実施上の留意事項）

第17条 報道連絡の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 関係者の人権、プライバシー、名誉等を不当に侵害することのないよう配慮すること。
- (2) 捜査活動及び公判に支障が生じることのないよう配慮すること。
- (3) 報道資料は、事案の概要を正確かつ簡潔に記載するとともに、連絡漏れのない公平な提供に配慮すること。
- (4) 事件事故等の発生に伴う報道連絡は、速やかに第一報し、その後判明した事項は、続報として適宜連絡を行う等迅速な対応に配慮すること。

第4章 報告

（報告）

第18条 所属長は、所属において実施した広報活動の結果を、随時、本部長に報告（広報応接課

長経由) するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年11月 1 日から施行する。